

大分市 都市計画法に関する許可申請その他の申請手数料 <<R8.10.1~>>

◆都市計画法に関する許可申請

1)開発行為の許可（法第29条）

（単位：円）

開発区域の規模	手数料								
	自己の居住用			自己の業務用			その他		
	改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額
0.1ha未満	8,600	9,600	1,000	13,000	14,000	1,000	86,000	88,000	2,000
0.1ha以上0.3ha未満	22,000	25,000	3,000	30,000	32,000	2,000	130,000	130,000	-
0.3ha以上0.6ha未満	43,000	46,000	3,000	65,000	67,000	2,000	190,000	190,000	-
0.6ha以上1.0ha未満	86,000	88,000	2,000	120,000	120,000	-	260,000	260,000	-
1.0ha以上3.0ha未満	130,000	130,000	-	200,000	200,000	-	390,000	390,000	-
3.0ha以上6.0ha未満	170,000	170,000	-	270,000	270,000	-	510,000	510,000	-
6.0ha以上10.0ha未満	220,000	220,000	-	340,000	340,000	-	660,000	660,000	-
10.0ha以上	300,000	300,000	-	480,000	480,000	-	870,000	870,000	-

2)開発行為の変更許可（法第35条の2）

（単位：円）

開発区域の規模	手数料		
	改定前	改定後	改定額
(1)既に許可を受けた区域に変更なく、設計の変更を行うとき	前号規定額×1/10	前号規定額×1/10	-
(2)区域の増を伴い、かつ設計の変更を行う場合（(3)の場合を除く。）	（変更前の区域面積に応じる前号規定額×1/10）＋（増面積に応じる前号規定額） 合計額が87万円を超えるときは87万円とする。	（変更前の区域面積に応じる前号規定額×1/10）＋（増面積に応じる前号規定額） 合計額が87万円を超えるときは87万円とする。	-
(3)区域の増に伴い設計の変更があるが、変更の理由が新たな土地の編入に起因するもの	増面積に応じる前号規定額	増面積に応じる前号規定額	-
(4)区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき	縮小後の面積に応じる前号規定額×1/10	縮小後の面積に応じる前号規定額×1/10	-
(5)その他の変更	10,000	10,000	-

3)ただし書の許可（法第41条第2項）

（単位：円）

内 容	手数料		
	改定前	改定後	改定額
建築物の特例許可申請手数料	46,000	46,000	-

4)ただし書の許可（法第41条第1項）

（単位：円）

内 容	手数料		
	改定前	改定後	改定額
予定建築物等以外の建築許可申請手数料	26,000	26,000	-

5)建築等の許可＜市街化調整区域内における建築等＞（法第43条）

（単位：円）

敷地規模	手数料		
	改定前	改定後	改定額
0.1ha未満	6,900	6,900	-
0.1ha以上0.3ha未満	18,000	19,000	1,000
0.3ha以上0.6ha未満	39,000	42,000	3,000
0.6ha以上1.0ha未満	69,000	69,000	-
1.0ha以上3.0ha未満	97,000	99,000	2,000

6)地位承継の承認（法第45条）

（単位：円）

内 容	手数料								
	自己居住用又は1ha未満の自己業務用			1ha以上の自己業務用			その他		
	改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額	改定前	改定後	改定額
地位承継の承認申請手数料	1,700	1,700	-	2,700	2,700	-	17,000	17,000	-

◆その他の申請

7)登録簿の写しの交付（法第47条）

（単位：円）

内 容	手数料		
	改定前	改定後	改定額
登録簿の写し交付手数料	470	490	20

8)省令第60条証明（省令第60条、市細則様式第22号）

（単位：円）

内 容	手数料		
	改定前	改定後	改定額
本法の規定に適合することを証する書面の交付申請手数料	300	300	-